

2023 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民法（配点：120 点）

注 意 事 項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 3 ページである。
解答用紙は、全部で 8 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は
万年筆（黒インク）を使用すること。

(民法)

第1問

以下の【事実】を前提として、後掲の問1から問3までに答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

(配点：60点)

【事実】

1. 2022年2月1日、Aは、自己の所有する土地（以下、「甲」とする。）の地質調査をBに依頼した。
2. 同年3月3日、Bは、Aに対し、甲の地下には有害物質があるという調査結果を告げた。しかし、この結果は、事実と異なる虚偽のものであり、甲の地下に有害物質は存在しなかった。
3. 同月13日、AのところへCが現れ、甲を購入したいと申し出た。Aは、Cに対して、Bによる調査結果を告げたところ、Cは、甲は廃棄物収集地として利用するので、有害物質があっても問題はないと答えた。
4. 同月18日、Aは、Cとの間で、甲をCに売却する契約（以下、「本件売買契約」とする。）を締結し、所有権移転登記手続も済ませた。なお、甲の売却価格は、有害物質の存在を考慮して決定されたため、近隣の同種の不動産と比較しておよそ半額程度のものであった。

問1

2022年5月10日、Aは、甲の地下には有害物質はなかったという事実を知り、Cに対して、詐欺を理由にして本件売買契約を取り消す意思表示をした。詐欺を理由とする取消権がAに発生するために必要な要件は何かを説明しなさい。なお、本問の事実を当てはめて、取消権が実際に発生するかどうかを検討する必要はない。

問2

2022年5月10日、Aは、甲の地下には有害物質はなかったという事実を知り、Cに対して、詐欺を理由にして本件売買契約を取り消す意思表示をした。同月20日、Cは、Dに対して、本件売買契約が詐欺によるものであることを述べた上で、Dとの間で、甲をDに売却する契約を締結し、所有権移転登記手続を済ませた。同年6月2日、Dは、Aに対して、甲の引渡しを求めた。Dの請求は認められるか。詐欺による取消権が発生していることを前提として検討しなさい。

問3

2022年4月16日、Cは、Eに対して、本件売買契約が詐欺によるものであることを述

べた上で、甲の取引を持ち掛けた。同月 20 日、E は F に対して、C との間で甲を買い受ける契約を締結するように依頼し、そのための代理権を F に与えた。同月 26 日、F は、E の代理人として、C との間で、甲を購入する契約を締結し、所有権移転登記手続を済ませた。この時 F は、本件売買契約が詐欺によるものであることを知らず、また知りえなかった。同年 5 月 10 日、A は、甲の地下には有害物質はなかったという事実を知り、C に対して、詐欺を理由にして本件売買契約を取り消す意思表示をした。同年 6 月 2 日、E は、A に対して、甲の引渡しを求めた。E の請求は認められるか。詐欺による取消権が発生していることを前提として検討しなさい。

(民法)

第2問

Aは、観光地の駅前にある建物で、有料の手荷物預かり所(甲)を営んでいる。

2022年10月のある日、Aは急用のため遠方に出かけることになった。Aは、甲の店番をしてくれるアルバイトを見つけられずにいたところ、甲の隣で土産物屋を営んでいるBが店番を申し出てくれたことから、AはBに甲の店番を依頼することにした。

同日、観光客Cが甲の店先で、所定の預かり料を支払ってBに手荷物(乙)を手渡した。Cが観光を終えた後、甲において乙の引渡しを求めたところ、Bは、他の荷物を預けた人物Dに誤って乙を引き渡してしまっていたことに気づいた。Dからはその後連絡がなく、Dと連絡をとる方法も存在しない。

Cは、乙を失ったことにより被った損害の賠償を、Aに請求したいと考えている。(1) AC間の契約に基づいて損害賠償を請求する場合と、(2) それ以外の方法で損害賠償を請求する場合のそれぞれについて、Cはどのような請求をするかを説明し、それが認められるかどうかを検討しなさい。

(配点：60点)

＜出題の趣旨等 2023年度 民法＞

〔出題の趣旨〕

第1問のうち、問1は、詐欺を理由とする取消権の発生要件を確認する問題である。問2及び問3は、いわゆる「取消しと第三者」に関する基本的な理解を事例に即して問う問題である。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

第2問のうち、小問(1)は、債務不履行(寄託契約上の義務の不履行)に基づく損害賠償に関する理解、小問(2)は、使用者責任に関する理解を問う問題である。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 (計60点)

問1 10点

問2 20点

問3 30点

第2問 (計60点)

問1 35点

問2 25点

合計 120点

〔採点基準〕

・第1問について

本問は、詐欺を働いたのが契約の相手方ではなく、第三者であった事例である。したがって、問1では、民法96条1項所定の要件に加えて、民法96条2項の要件を示す必要がある。

問2では、いわゆる「取消後の第三者」すなわち取消しの意思表示の後に詐欺による意思表示によって生じた法律関係について新たに利害関係を有するに至った者が物権的返還請求権を行使している事例であることに留意して、Dの請求の当否を適切に論じる必要がある。

問3では、いわゆる「取消前の第三者」すなわち取消しの意思表示の前に詐欺による意思表示によって生じた法律関係について新たに利害関係を有するに至った者が物権的返還請求権を行使しており、しかもその利害関係が代理行為を介して生じている事例であることに留意して、Eの請求の当否を適切に論じる必要がある。

・第2問について

小問（1）では、債務不履行に基づく損害賠償請求の要件をふまえつつ、主に、寄託契約上の義務の存在とその不履行の指摘、民法415条1項ただし書の免責事由と履行補助者との関係等に関して、事案に応じて適切に説明し、請求の可否について論じることが求められる。

小問（2）では、民法715条1項に基づく使用者責任の要件をふまえつつ、各要件に該当する事実の存否を確認し、また、同条1項ただし書に基づく免責事由にも言及して、請求の可否について論じることが求められる。

以上